

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県	
3. 市区町村名	守谷市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月25日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	17	
10. 保護評価書の名称	医療福祉事業に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=&amp;ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E7%A6%8F%E7%A5%89%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=&amp;ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E7%A6%8F%E7%A5%89%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 守谷市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例(平成19年守谷市条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(医療福祉条例・小児)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月25日条例第23号)別表第1の1の項 守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例(平成19年守谷市条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(医療福祉条例・小児)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、妊産婦、(小児)、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度障がい者の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の(生活の安定と福祉の向上に寄与すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和58年守谷町規則第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	守谷市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	守谷市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項に規定する医療福祉費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第3号、第4号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	守谷市医療福祉費支給に関する条例第6条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第10条第9号及び第10号
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	守谷市医療福祉費支給に関する条例第6条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第10条第9号及び第10号に規定する受給資格内容の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ2	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第3号、第4号及び第5号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第1項及び第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第1項及び第4条に規定する受給者証交付申請に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第3号、第4号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第5条第1項に規定する受給者証再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	守谷市医療福祉費支給に関する条例第3条、守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則第2条第3号、第4号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--